

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー主力電源化小委員会／  
電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
次世代電力系統ワーキンググループ（第11回）  
議事要旨

日時

令和8年6月10日（水）16:00-18:00

場所

オンライン会議

出席委員

馬場座長、岩船委員、後藤委員、坂本委員、原委員、松村委員、山口委員

※宮川委員は欠席

オブザーバー

（一社）火力原子力発電技術協会 中澤エンジニアリングアドバイザー

（一社）送配電網協議会 園田電力技術部長

（一社）太陽光発電協会 小出系統技術部長

（一社）日本風力発電協会 板橋系統部会 部会長

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会 井口専務理事

（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

（一社）バイオマス発電事業者協会 大田理事

ENEOS Power（株） 横関 VPP 事業部長

関西電力（株） 児玉ソリューション本部 副本部長（開発部門統括）

電力広域的運営推進機関 小林系統計画部長

事務局

添田 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長

議題

- （1）局地的な大規模需要に対する規律確保について
- （2）系統用蓄電池をはじめとする発電等設備の迅速な系統連系に向けた対応について

議事概要

議題（1）局地的な大規模需要に対する規律確保について

（委員）

- 全体的に方向性については賛成。
- 大規模需要の範囲を決めることは難しい問題。数字を何かしら決めるという状況において、件数として1割程度をカバーするという考えは妥当。少なすぎると実行性に欠けるが、大きな変更でもあり多すぎても良くない。
- P7グラフの容量帯の区分について、一定の間隔ではないが何か意図はあるか。

- 情報公表については検討が必要である。ただし、一般送配電事業者の業務負担との兼ね合いもあるため、丁寧に議論を進めて頂きたい。

(事務局) グラフについては見た目の問題であり、それ以上の意味はない。情報公表については委員のご指摘も踏まえて検討を行っていく。

- 大規模需要の容量については、1割をカバーする範囲でスタートすることで良いと思う。
- 小さい容量についても集まると結構なボリュームになると思われるが、集中しているエリア等あるか。  
(事務局) 東京エリアに集中している。今後は規模が大きいものが増えてくると思われるが、全体的な傾向も含めて今後フォローアップを行っていく。

- 30MW以上の需要家において空押さえが多いのか。  
(事務局) 東京電力パワーグリッドからも、データセンターでは当初設定した契約電力に達しない事例があると聞いている。そのため規律の適用対象と空押さえが発生しているゾーンは重複していると認識。

- 各論点を分かりやすく整理頂いた。検討の方向性については賛同する。
- 費用精算の方向性について賛同するが、推定方法の検討において、予見性確保の観点ではシンプルなものが良いが、その場合納得感のある推定となるか。影響要因と費用の関係性などデータと考え方のロジックについて今後整理が必要と思う。  
(事務局) 委員より御指摘頂いたような視点を踏まえて、検討を行っていく。

- 各論点の事務局案は、限りある送配電網容量の公平かつ効率的な活用を目指すものであり、総論として異存なし。
- 一方で、関係者の尽力によって実装されつつある各施策が、規律逃れによって形骸化に至らないよう一層の工夫を事務局にはお願いしたい。
- 例えば、大規模需要の容量閾値が定められているが、事務局資料にも記載があるとおり、容量分割による規律逃れが想定され得る。この容量閾値から外れてしまえば、様々な規律確保策の対象外となってしまうと考えられるところ、穴がないようしっかりとした対応をお願いしたい。

(オブザーバー)

- 系統連系の規律について、需要側にも規律が導入されていくことは系統利用の適正化に向けた前進である。
- 容量が開放される前に契約した蓄電池について、順潮流側の対策が必要とされていたものの、容量開放に伴って当該対策が不要となる可能性がある。その際、既に発注していた対策費用について補償などが考えられるか。  
(事務局) 民法上の対象となるかなど、実例を踏まえて今後検討していく。

## 議題(2) 系統用蓄電池をはじめとする発電等設備の迅速な系統連系に向けた対応について

(委員)

- 全体的に異論無し。土地使用権原の提出要件化について、既に事業を実施している事業者が予め土地を追加取得しており数年後に系統影響が生じない程度の出力増加があった場合はどのような扱いとなるのか。  
(事務局) ①のケースとなり、新たに使用権原の提出は不要となる。

(オブザーバー)

- 全体的に異論無し。今回お示し頂いた内容で事業を実施する。
- 既設太陽光に併設する蓄電池を設置する場合はどのような扱いとなるのか。  
(事務局) 新たに使用権原の提出は不要となる。